

13. 近代世界の確立とアジア

欧米諸国の近代化

イギリス…16世紀、女王①の時代に、②会社の設立など

→海外発展の土台を築く

③を確立しようとする国王と議会对立→1642年、

④革命→1688年、⑤→権利の章典を發布

アメリカ…イギリス本国による新税に抗議し独立を目ざす→1775年、独立戦争→1776年、

⑥発表→戦争に勝利し、アメリカ合衆国を立てる

フランス…国王ルイ14世のころ③を確立、18世紀、啓蒙思想の広まりフランスの⑦は『社会契約論』で人民主権を唱える→国王の専制政治や社会制度に対して批判が強まる

→1789年、⑧革命がおこる→国民議会在⑨を発表

⑩…イギリスで蒸気機関が新しい動力として利用され、工業の生産力が向上→社会や生活が大きく変化→安価な製品を世界中に輸出したイギリスは「⑪」とよばれる

・⑫主義…資本家と、賃金でやとわれて働く労働者による経済のしくみ

・⑬主義…生産手段の共有など平等な社会の実現を目ざす。マルクスなどが唱える

欧米諸国の発展とアジアの植民地化

アメリカ合衆国…南部と北部の州の間で対立が激化し、1861年、⑭戦争がおこる

→⑮大統領は奴隷解放を宣言、北部が勝利

ロシア帝国…19世紀中ごろ、クリミア戦争に敗れる→農奴解放令を出す

ドイツ…プロイセン王国の⑯首相が帝国として統一。富国強兵を進める

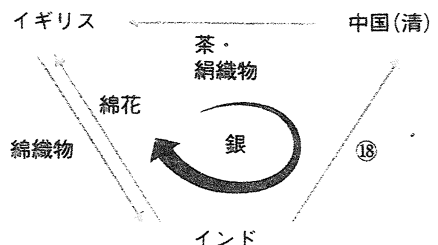
インド…②会社が進出。⑩のあと、安価な綿織物をイギリスが大量に輸出→インドの綿産業がおとろえる

→人々の不満が高まる→1857年、⑰がおこる

中国(清)…イギリスがインド産の⑱を密輸入→清が厳しく取りしめる→1840年、⑲戦争がおこる

→イギリスの勝利→⑲条約

⑳→重税を課せられ生活が苦しくなった農民らが、1851年㉑を指導者とする㉒をつくる→外国軍や地方の有力者が編成した軍の力を借りた清により滅ぼされる



① 権利章典

第1条 国王の権限によって、議会の同意なく、法律を停止することができると主張することは、違法である。
第4条 国王大権と称して、議会の承認なく、国王の使用のために税金を課すことは、違法である。

(一部要約)

② アメリカ独立宣言

われわれは、以下のことを真理であると信じる。すべての人は平等につくられ、神によって、生まれながらの権利をあたえられていること。その中には、生命、自由、幸福の追求がふくまれていること。

(一部要約)

③ 三つの身分



フランス革命前の社会をえがいた風刺画
聖職者と貴族が平民の上に乗っている。人口のほとんどをしめる平民は重い税を負担していた。

④ 人権宣言

第1条 人は生まれながらに、自由で平等な権利を持つ。社会的な区別は、ただ公共の利益に関係のある場合にしか、設けられてはならない。
第3条 主権のみなもとは、もともと国民の中にある。どのような団体や個人であっても、国民から出たものでない権力を使うことはできない。

(一部要約)

啓蒙思想…理性を重視し非合理的なものを否定⇒

絶対王政を批判し、近代革命に大きな影響⇒人権思想が生まれ、現代の政治につながる考え方が広まる。

①ロック…社会契約説と抵抗権を主張。「統治二論」。

②モンテスキュー…三権分立を主張。「法の精神」。

③ルソー…人民主権を主張。「社会契約論」。

啓蒙思想…これまでの制度や考え方を批判する思想
(=絶対王政を批判)

④ 社会契約説…「市民は権利を守ってもらうことを国家と契約している」という説

=だから元々国家は権力を握っているわけ

=だから王政には抵抗できる(抵抗権)